申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>利用団体の登録</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立学校校庭夜間照明施設規則第３条
第３条　条例第５条の規定により利用できる団体は、教育委員会に新座市公共施設予約システム利用者登録申請書を提出し、団体登録をしなければならない。
２　教育委員会は、前項の団体登録を受けたときは、新座市公共施設利用者登録済証を交付するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>第２条　夜間照明施設は、次の表に掲げる運動種目で、新座市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた場合に限り利用できるものとする。
<table><tr><th>区分</th><th>利用種目</th></tr><tr><td>小学校</td><td>少年サッカー（小学生以下）
その他教育委員会が適当と認める種目</td></tr><tr><td>中学校</td><td>サッカー、ソフトボール
その他教育委員会が適当と認める種目</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>次の場合は、団体登録ができない。
⑴　新座市に在住又は在勤する会員が１０名以上いないとき。
⑵　責任者が明確でないとき。
⑶　夜間照明施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
⑷　青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとする団体
⑸　指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行為をとることを助長するおそれがある団体
⑹　過去において条例第７条で禁止する使用権の譲渡及び転貸を行った団体又は条例第１０条の賠償責任の義務を負わなかった団体
⑺　ソフトボール又はサッカー以外の目的で使用するとき。
⑻　申請書類の記載事項に虚偽が認められる団体
⑼　その他上記⑴～⑻に準じると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成２６年１１月１日最終変更）</td></tr>
</table>

標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　即日
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）